

令和 2 年 5 月 5 日  
経 済 商 工 観 光 部

### 緊急事態宣言相談ダイヤルの休日相談受付について

県では、4月18日に開設した「緊急事態宣言相談ダイヤル」について、国の緊急事態宣言の延長を受け、明日5月6日に相談ダイヤルを開設し、相談の受付を行います。

#### 記

- 1 日 時 令和2年5月6日（水・振替休日）午前9時から午後6時まで
- 2 電話番号 022-211-3332（※これまでと同じ電話番号です）

※5月7日以降も、平日午前9時から午後6時までの相談受付を継続します。